

改正相続法 思わぬ課税も

民法の相続規定（相続法）が7月に大きく変わったのに伴い、相続の際の税金の取り扱いにいくつか変更があった。改正相続法は相続トラブルの回避に主眼を置くが、よく理解しないまま制度を使うと思わぬ税負担が発生しかねない。

現金請求に一本化

取り分の人は権利を主張することができる。

税金の取り扱いでまず注意したいのが「遺留分」についてだ。遺留分とは、配偶者や子などの法定相続人に保障された、遺産をもらえる最低限の取り分のこと。配偶者は4分の1など決まっている。遺言に偏った配分が書かれていた場合、遺留分より少ない

7月の法改正で変わったのは、遺留分に満たない分について現金で請求することになった点だ。相続人同士のトラブルは減りそうだが、思わぬ税負担が生じる可能性があるという。具体例で見てみよう（図A）。

これは総額8000万円の遺産を3人の法定相続人で分けるケースだ。問題は次男の取り分。遺留分は遺産全体の8分の1、1000万円だが、遺言には預金500万円としか書かれていなかった。改正法に基づき、次男は長

A 土地の共有が「売却」とみなされるケースも

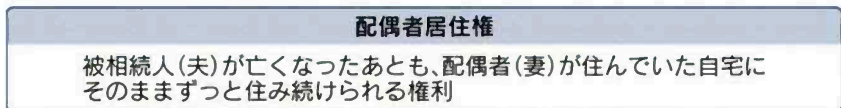


次男は遺留分に満たない500万円分を現金で支払うよう母親と長男に請求

改正前 長男が自宅以外の土地を次男と共有にして500万円分の持ち分を与えても課税されず

改正後 長男が次男と土地を共有すると、土地を売却したとみなされて譲渡税がかかる → 税額は(500万円-500万円×5%)×20.315%※(所得税・住民税)＝約96万円
(※)所有期間が5年超の場合

B 配偶者居住権の注意点



- 夫の死亡時 → 相続税の課税対象
- 妻の死亡時 → 配偶者居住権は消滅。子に課税されず
- 妻が居住権を放棄 → 妻から子に贈与があったとみなして贈与税の課税対象に

男や母親に「現金で500万円を払え」と請求する。しかし、長男らの手元に現預金がない場合はどうか。現預金の代わりに不動産などで弁済する「代物弁済」という方法があり、このケースでは長男が相続した自宅以外の土地1500万円のうち500万円を次男名義にした。結果的に改正前と同様、不動産を共有する形だ。一見、妥当にみえるが「遺留分を満たすために遺産を共有にする」と譲渡税がかかる場合がある」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。遺留分紛争の解決は現金に一本化されたため、不動産を共有すると実際は売っていきたくても税制上は売ったとみなされるという理屈だ。

図Aのケースでは長男が1500万円の土地のうち、次男に与えた500万円分が不動産の譲渡所得とみなされ、長男に課税される。法改正前には必要なかった税金だ。このような税負担を避けるためには「そもそも遺留分の争いが起きないような遺言にすることが大切」（上柳氏）。ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は「もし争いになったら代物弁済ではなく、現金で解決する必要がある」と話す。

もう一つ、改正法の目玉は2020年4月に創設される「配偶者居住権」だ。例えば

遺産争いや配偶者居住権

夫に先立たれた妻に与えられる権利で、夫の死後も家に終身住み続けられる権利のことをいう。国税庁はこの税金の取り扱いについてもすでに明らかにしている（図B）。

権利放棄は贈与に

居住権には財産価値があるとされるため、夫から妻が相続した段階では相続税の課税対象となる。次に、居住権を持つ妻が亡くなると「居住権自体も消滅する」（法務省）のが改正法の考え方。税理士の岩下忠吾氏は「権利が消えれば財産価値もなくなる」と説明する。つまり、子に居住権の相続税負担は生じない。

注意したいのは、生前に妻が居住権を放棄したり、妻と子が合意の上で居住権を解除したりするケースだ。例えば妻が老人ホームに入居することになり、居住権を放棄したり解除したりするケースが考えられる。「その場合は妻から子に贈与があったとみなされ、子に贈与税が課税される」（税理士の藤曲武美氏）

司法書士の船橋幹男氏によると「配偶者居住権は老人ホームに入居するなどして、自宅に居住しなくなったとしても持ち続けられる」という。居住権を子が相続する際には相続税がかからないのだから、妻が持ち続けていれば避けられた税負担だといえる。改正相続法によって従来の知識や常識が通用しない税金の落とし穴が増えた。思わぬ税負担を避けるため、迷ったことがあれば税理士にアドバイスを求めるのも一案だろう。（後藤直久）